

別紙 2

1 景観形成地域

景観形成地域として、次の四つの地域を定める。

(1) 熊本空港周辺景観形成地域

ア 熊本空港周辺景観形成地域の区域は次のとおりとする。(別図 1 のとおり)

市 町 村	区 域
菊 陽 町	大字 辛 川 の一部 " 馬場楠 " " 曲 手 " " 戸 次 "
大 津 町	大字岩坂の一部
益 城 町	大字 古閑の一部 " 福富 " " 惣領 " " 馬水 " " 安永 " " 宮園 " " 木山 " " 寺迫 " " 平田 " " 寺中 " " 田原 " " 小谷 " " 杉堂 "

イ 熊本空港周辺景観形成地域内の景観形成基準

熊本空港周辺景観形成地域内の景観形成基準は、別紙 2 - 1 熊本空港周辺景観形成地域の景観形成に関する基本計画の「熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準」のとおりとする。

なお、基準の適用にあたっては、基本計画の考え方を踏まえることとする。

(2) 天草景観形成地域

ア 天草景観形成地域の区域は次のとおりとする。(別図2のとおり)

市	区	域
上天草市	大矢野町	登立の全部
	上	上
	中	中の一部
	湯島	湯島の全部
	維和	維和の一部
	松島町	合津の一部
	阿村	阿村
	今泉	今泉

イ 天草景観形成地域内の景観形成基準

天草景観形成地域内の景観形成基準は、別紙2-2天草景観形成地域の景観形成に関する基本計画の「天草景観形成地域における景観形成のための基準」のとおりとする。

なお、基準の適用に当たっては、基本計画の考え方を踏まえることとする。

(3) 水俣・芦北景観形成地域

ア 水俣・芦北景観形成地域の区域は次のとおりとする。(別図3のとおり)

市	町	区	域
水俣市	大字	大迫	大迫の一部
	浜	浜	浜
	白浜町	白浜町	白浜町
	桜ヶ丘	桜ヶ丘	桜ヶ丘
	祇園町	祇園町	祇園町
	梅戸町	梅戸町	梅戸町
	明神町	明神町	明神町
	汐見町	汐見町	汐見町
	大字	月浦	月浦
	袋	袋	袋
	湯出	湯出	湯出
芦北町	大字	井牟田	井牟田の全部
	波多島	波多島	波多島
	田浦	田浦	田浦の一部
	田浦町	田浦町	田浦町

	“ 小田 浦 “ “ 海 浦 “ “ 鶴木山の全部 “ 計 石 “ “ 白 岩の一部 “ 花 岡 “ “ 芦 北 “ “ 佐 敷 “ “ 湯 浦 “ “ 女 島 “
津 奈 木 町	大字岩 城の一部 “ 福 浜 “ “ 小津奈木 “

イ 水俣・芦北景観形成地域内の景観形成基準

水俣・芦北景観形成地域内の景観形成基準は、別紙２－３水俣・芦北景観形成地域の景観形成に関する基本計画の「水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準」のとおりとする。

なお、基準の適用に当たっては、基本計画の考え方を踏まえることとする。